

令和2年1月30日臨時会 提出議案の名称と概要

●予算関係

議案第1号 令和元年度北栄町一般会計補正予算(第7号)

※ 議案第1号の概要は「資料1」による。

●報告関係

◆議会の委任による専決処分の報告

報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)

○和解の相手方：鳥取県公安委員会

○和解の要旨：損害額8,800円のうち和解の相手方への損害賠償の額を8,800円(町過失10割)とする。

○事件の概要：令和元年12月18日、由良宿地内で、産業振興課職員が公用車を後退させる際、和解の相手方が所有する横断歩道標識に接触し、同標識を損傷させたもの。

○専決処分日：令和2年1月7日

報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)

○和解の相手方：北栄町在住 1人

○和解の要旨：損害額7,480円のうち和解の相手方への損害賠償の額を7,480円(町過失10割)とする。

○事件の概要：令和元年11月18日、町道西高尾西峯幹線で、和解の相手方が所有する自動車がグレーチング上を走行した際、グレーチングが跳ね上がり、同車両を損傷させたもの。

○専決処分日：令和2年1月15日

報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)

○和解の相手方：琴浦町在住 1人

○和解の要旨：損害額54,054円のうち和解の相手方への損害賠償の額を54,054円(町過失10割)とする。

○事件の概要：令和元年12月18日、由良宿地内で、産業振興課職員が公用車を後退させる際、和解の相手方が所有する自動車に接触し、同車両を損傷させたもの。

○専決処分日：令和2年1月20日

資料 1

令和 2 年 1 月 27 日

令和 2 年 1 月 3 0 日臨時会補正予算（案）概要

■ 1 月臨時会提出補正予算

1 一般会計補正予算（第 7 号）

現計予算額 9,324,771千円 補正額 173,282千円 補正後の額 9,498,053千円

【補正予算の内容】

(主な歳入)

国庫支出金	24,200 千円
寄付金	120,000 千円
財政調整基金繰入金	7,216 千円
砂丘地振興基金繰入金	5,566 千円
町債	16,300 千円

(主な歳出)

情報処理事業	1,700 千円
ふるさと北栄基金事業	120,000 千円
道の駅北条公園再整備事業	5,566 千円
社会資本整備総合交付金事業	40,000 千円
大栄中学校管理事業	1,962 千円

(財政調整基金の状況)

当初予算時残高	1,285,643 千円
6号補正後残高	1,419,426 千円
7号取崩額 (△)	7,216 千円
現在高	1,412,210 千円